

買取料金メニュー定義書

【家事代行プラン】

日本瓦斯株式会社

買取料金メニュー定義書【家事代行プラン】(以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気受給約款(以下「本約款」といいます。)に基づき、お客さまが当社に電気を供給し、当社がお客さまから電気を買取る際の料金その他の条件を定めたものです。

1.適用期日

本定義書は、2019年11月1日より適用します。

2.適用範囲・条件等

- イ 本約款の適用対象となるすべてのお客さまに適用します。
- ロ 家事代行プランを契約されたお客さまは、ご希望の作業内容について事前打合せを行うこと、打合せの結果によっては家事代行が実施出来ない場合もあること、年末年始等の繁忙期にはご希望の作業日に作業が出来ない可能性があることを予め承諾するものとします。
- ハ 割引券は、家事代行の事前打合せ時に打合せ担当者へ提示するものとします。
- ニ 割引券は、盗難・紛失等の場合には再発行をしないものとします。
- ホ 割引券と現金との引き換え、転売・譲渡も出来ないものとします。
- ヘ 割引券の有効期限は発行から1年とし、有効期限を過ぎたものは使用出来ないものとします。

3.買取料金

買取料金は、当該月の料金算定期間の受給電力量に基づきイによって算定された電力量料金から郵送手数料を差し引いた金額の当該1年分の合計とし、毎年1月末日までにお支払いいたします。

イ 電力量料金

電力量料金は次の算式で計算された料金です。

- ・電力量料金＝当該月の受給電力量×電力量料金単価
- ・電力量料金単価は1キロワット時について 7円(税込)

ロ 郵送手数料(ご希望者のみ)

受給電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき110円(税込)の郵送手数料を買取金額から差し引かせていただきます。

3.特別割引券

特別割引券の送付については次のとおりとします。

- イ 新規契約時に1,000円(税込)、契約満了時に最大3,000円(税込)の割引券をお渡しします。
- ロ 新規契約時の割引券を受給開始日の翌月末日までに、契約満了時の割引券を契約満了日の翌月末日までに郵送するものとし、郵送に掛かる費用は当社負担とします。

ハ 新規契約時の割引券は初回のみとし、契約満了時の割引券は契約期間の自動更新以降も継続付与されます。

ニ 契約期間途中で契約プランの解約ならびにプラン変更がある場合の割引券は次のとおりとし、解約月ならびにプラン変更月の翌月末日までに郵送します。
また、契約から1年を経過せずに契約満了を迎える場合も同様とします。

契約期間(契約月から12月末までの月数)	割引券
～6か月	1,000円(税込)
7か月～11か月	2,000円(税込)
12か月	3,000円(税込)

ホ お申込みから受給開始日までに解約された場合の割引券は発行しません。